

## 長野県

### 農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和2年度)

(E+nは×10<sup>n</sup>、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル			3.7E-1	6.1E+1	61.1
64	エトフェンプロックス	2.1E+1	1.1E+1	5.3E+0	4.7E+1	83.6
117	テブコナゾール				4.8E+0	4.8
139	トラロメトリン			5.1E+0	3.6E+0	8.8
140	フェンプロパトリン			2.4E+0		2.4
153	テトラメトリン	2.2E+2	5.9E+0	2.0E+2	1.8E-1	429.8
181	ジクロロベンゼン	4.7E+2	1.6E+2			635.3
225	トリクロルホン		5.5E+0			5.5
248	ダイアジノン		5.9E-1			0.6
251	フェニトロチオン		1.5E+2	3.1E+0		148.9
252	フェンチオン	4.9E+0	5.3E+1	4.9E+0		63.3
256	デカン酸				7.0E+0	7.0
350	ペルメトリン	2.8E+1	3.0E+1	1.7E+1	9.9E+1	173.2
405	ほう素化合物		6.0E-2	4.6E+1	2.2E+0	48.7
427	カルバリル			1.8E+2		175.7
428	フェノブカルブ			1.1E+2	2.7E+2	381.0
457	ジクロールボス	1.0E+2	5.3E+2			627.8
合 計		8.5E+2	9.4E+2	5.7E+2	4.9E+2	2857.6

注) 農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注) 衛生害虫…蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫  
不快害虫…ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等